

塩尻市建設工事余裕期間制度 Q&A

R3.4版

Q1 余裕期間とは

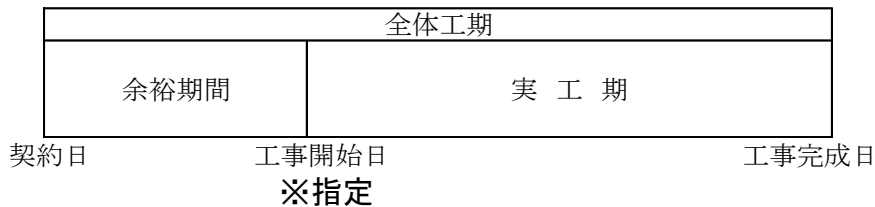
余裕期間とは、契約締結日から工事開始日の前日までの期間を指します。工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や資材等の準備などを行うことができる期間です。

Q2 余裕期間の設定ルールは

余裕期間は、契約ごとに、90日を超えない範囲内で設定します。

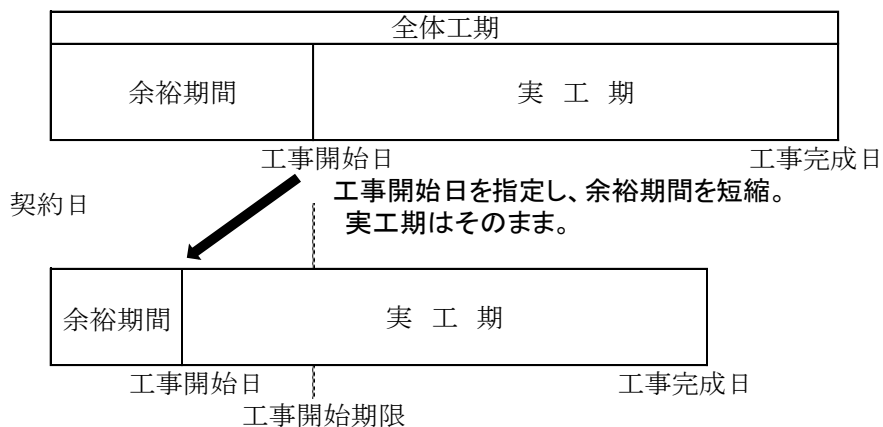
Q3 発注者指定方式とは

発注者が工事開始日を指定する方式です。



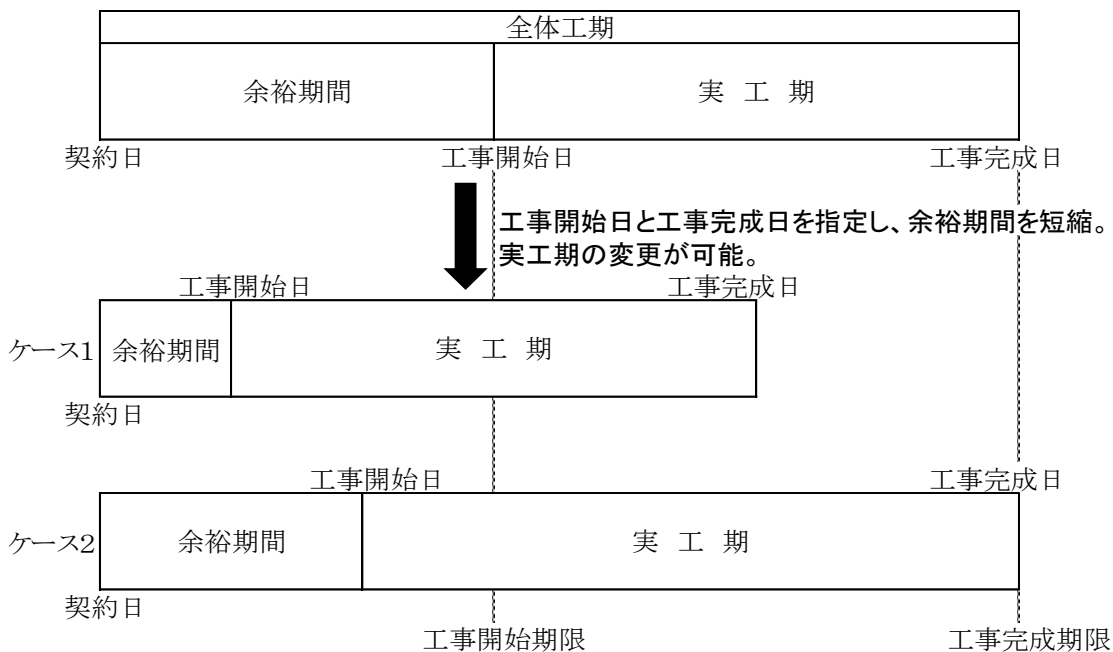
Q4 任意着手方式とは

発注者が指定した工事開始期限までの間において、受注者が工事開始日を指定する方式です。



Q5 フレックス方式とは

発注者が指定した全体工期の間において、受注者が工事開始日及び工事完成日をそれぞれ指定する方式です。



Q6 対象となる工事は

次の各号に該当する工事で発注者が必要と認めたものとします。

- (1) 発注者指定方式においては、工事開始日が特定されている工事であること。
例) 出水が予想される河川等工事、観光シーズン後の工事、家屋移転等を待っての工事等
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 用地が確保されている工事であること。

Q7 余裕期間中の主任技術者等や現場代理人の配置はどうなりますか

余裕期間内は工事着手前であるため、主任技術者等や現場代理人の配置を要しません。

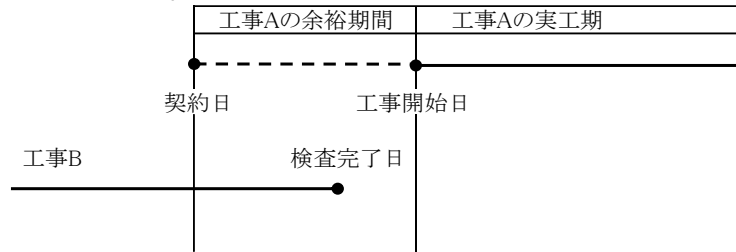
Q8 現場代理人及び主任技術者等届はいつ提出するのか

契約締結時に提出してください。

Q9 配置予定の主任技術者等が他の工事に従事中であるが、余裕期間中は引き続き従事できるのか

余裕期間中は主任技術者等の配置を要しないので、施工中の工事に従事することができます。ただし、当該工事の開始日までに、他の工事が竣工し、検査が終了することが必要です。

例として次の図のケースでは、工事AとBの主任技術者等が同一であっても従事が認められます。



Q10 Q9のケースにおいて、工事Bが工期延伸し、工事Aの工事開始日以降の工期となった場合はどうなりますか

工事Aが指名競争入札の場合、余裕期間中であれば配置前ですので主任技術者等の変更は可能です。しかし、一般競争入札(簡易一般を含む)では入札時の配置予定技術者を配置することが原則です。

Q11 余裕期間中にできる準備等がありますか

現場に搬入しない資材等の準備や労働者の手配はできます。ただし、工事の主たる内容が工場製作の場合は、余裕期間には行わないこととします。

Q12 余裕期間中にできない準備等は何ですか

余裕期間中は、主任技術者を設置していないため、現場着手できません。次のような行為等は建設工事の一部とみなされる場合もあり、余裕期間中は行わないこととします。

- ・現場事務所の設置
- ・資機材の現場への搬入
- ・準備工事(現場測量、丁張の設置、支障物撤去、試掘、樹木伐採、除草、保安施設の設置、仮設工事)

なお、工事予告看板については、監督職員と協議の上、設置できるものとします。

Q13 余裕期間中の下見等による現場立入りはできますか

工事の準備行為に当たらない現場の下見や関係機関、地権者との協議のための立入りについては可能とします。

Q14 余裕期間中の現場管理はどうするのか

発注者が行います。

Q15 建設工事請負契約書に記載する工期はどうか

実工期を記載します。

Q16 契約保証の保証期間はどうか

余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとします。

Q17 前払いの請求はいつからできますか

工事開始日から請求することができます。

Q18 受注者指定方式及びフレックス方式で工事開始日はいつ決定するのか

契約締結時に、工事開始日報告書(様式2)を提出することにより定めます。

Q19 コリンズ登録はどのようにするのか

通常の工事と同様、契約締結後10日以内に登録申請するものとし、技術者等の従事期間は実工期で登録するものとします。

Q20 決定した工事完成日を延期することは可能ですか

通常の工事と同様に、受注者の責に帰さない事由による工期延期については、発注者との協議により認められれば延期することができます。